

証券コード9104  
平成25年5月30日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

株式会社**商船三井**

代表取締役  
社長執行役員 武藤光一

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### ①書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### ②インターネットによる議決権の行使の場合

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話をご利用いただき、インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において、賛否をご入力ください。

詳細につきましては、14頁から15頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続について」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号

品川インターシティホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に係る計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し  
ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

---

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mol.co.jp/ir-j/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mol.co.jp/ir-j/index.html>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主の皆様への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。

しかしながら、当期の配当金につきましては、業績悪化による大幅な当期純損失の計上と財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

また、繰越利益剰余金の欠損補填と復配体制の早期構築のため、別途積立金の一部取崩しをさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	171,000,000,000円
-------	------------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	171,000,000,000円
---------	------------------

## 第2号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(※：新任候補者)

候補者 番号	(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	あし だ あき みつ 芦田 昭 充 (昭和18年4月10日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社欧州・大洋州部長 平成6年6月 当社欧州・アジア部長 平成7年4月 当社定航一部長 平成8年6月 当社取締役企画部長委嘱 平成10年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 専務執行役員 平成15年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 平成16年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成17年6月 当社代表取締役 社長執行役員 平成22年6月 当社代表取締役 取締役会長 会長執行役員 (現在に至る)  <重要な兼職の状況> 一般社団法人日本船主協会 会長 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外取締役	275,000株
2	む とう こう いち 武藤 光 一 (昭和28年9月26日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社不定期船部長 平成15年1月 当社経営企画部長 平成16年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 平成18年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 専務執行役員 平成22年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)	86,000株

候補者 番号	(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	わた なべ つね お 渡 辺 律 夫 (昭和30年11月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 当社油送船部長 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 平成23年6月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る) <担当> 油送船部、タンカー安全管理室担当	10,000株
4	※ さ とう かず ひろ 佐 藤 和 弘 (昭和28年2月25日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社LNG船一部長 平成16年6月 当社LNG船部長 平成17年6月 当社執行役員LNG船部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社専務執行役員 (現在に至る) <担当> LNG船部、エム・オー・エル・ エルエヌジー輸送株式会社担当	17,000株
5	※ いけ だ じゅんいちろう 池 田 潤 一 郎 (昭和31年7月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社人事部長 平成19年6月 当社定航部長 平成20年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社常務執行役員 (現在に至る) <担当> 定航部担当	28,000株
6	※ た なべ まさ ひろ 田 邊 昌 宏 (昭和32年3月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成15年6月 当社ロジスティクス事業部長 平成20年6月 当社執行役員 兼 MOL (Europe) B.V. Managing Director 平成23年6月 当社常務執行役員 (現在に至る) <担当> 総務部、グループ事業部、 関西地区担当	14,000株

候補者 番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
7	こむら たけし 小村 武 (昭和14年9月2日生)	昭和38年4月 大蔵省入省 昭和63年6月 同省東京税関長 平成4年6月 経済企画庁長官官房長 平成5年6月 大蔵大臣官房長 平成7年5月 大蔵省主計局長 平成9年7月 大蔵事務次官 平成10年2月 財務総合政策研究所顧問 平成13年1月 日本政策投資銀行総裁 平成19年9月 同行退任 平成20年4月 財団法人ソルト・サイエンス 研究財団 理事長 (現在に至る) 平成20年6月 当社取締役 (現在に至る)  <重要な兼職の状況> 公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団 理事長 前澤工業株式会社 社外取締役	37,000株
8	さかき ばら さだ ゆき 榊原定征 (昭和18年3月22日生)	昭和42年4月 東洋レーヨン株式会社 (現東レ株式会社) 入社 平成6年6月 同社経営企画第1室長 平成8年6月 同社取締役 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社専務取締役 平成13年6月 同社代表取締役副社長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成22年6月 同社代表取締役取締役会長(現在に至る) 当社取締役 (現在に至る)  <重要な兼職の状況> 東レ株式会社 代表取締役取締役会長 日本電信電話株式会社 社外取締役	10,000株

候補者番号	(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9	まつ しま まさ ゆき 松島正之 (昭和20年6月15日生)	<p>昭和43年4月 日本銀行入行  平成2年4月 同行熊本支店長  平成4年11月 同行ロンドン駐在参事  平成8年2月 同行調査統計局長  平成10年6月 同行理事 (国際関係担当)  平成14年6月 ポストン コンサルティング グループ上席顧問  平成17年2月 クレディ・スイス証券株式会社  シニア・エグゼクティブ・アドバイザー  平成20年6月 同社会長  平成23年5月 ポストン コンサルティング グループ  シニア・アドバイザー (現在に至る)  平成23年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;  ポストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー  三井不動産株式会社 社外取締役</p>	なし

(注1) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 上記の候補者のうち、小村武氏、榊原定征氏及び松島正之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 小村武氏につきましては、わが国の経済運営や政策金融に携わってこられた長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。小村武氏は、日本政策投資銀行総裁としての経験を通じて企業経営に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

榊原定征氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

松島正之氏につきましては、金融界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注4) 小村武氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

榊原定征氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

松島正之氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注5) 小村武氏、榊原定征氏及び松島正之氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 成田純一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

(※：新任候補者)

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ おお た たけ ひこ 太田威彦 (昭和35年4月5日生)	昭和59年4月 当社入社 平成20年6月 当社IR室長 (現在に至る)	3,000株

(注) 太田威彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第2項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ふじ よし まさ おみ 藤 好 優 臣 (昭和19年3月13日生)	昭和49年2月 監査法人中央会計事務所入所 昭和54年6月 藤好公認会計士事務所所長 (現在に至る)  <重要な兼職の状況> 株式会社ケアサービス 社外監査役	なし

(注1) 藤好優臣氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 藤好優臣氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、上場証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

(注3) 藤好優臣氏につきましては、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

(注4) 藤好優臣氏は、公認会計士としての長年の経験と幅広い会計知識を有しており、また他社において社外監査役としての実績を有されることから、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注5) 藤好優臣氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

## 第5号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成25年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

### 1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

### 2. 新株予約権の内容及び数の上限

#### (1) 新株予約権の数の上限

下述(3)に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株を上限とし、下述(3)①により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

#### (2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

#### (3) 新株予約権の内容

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することがで

きるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月20日から平成35年6月21日までの期間内で、取締役会において決定する。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

- (ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
  - (エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (オ) 新株予約権を行使することができる期間  
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する  
資本金及び資本準備金に関する事項  
上記④に準じて決定する。
  - (キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (ク) 新株予約権の取得条項  
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨新株予約権の行使条件
- (ア) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
  - (イ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
(注) 禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- (ウ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以 上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続について＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）にアクセスしていただくことよってのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）。

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDD I (株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月20日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.e.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、スマートフォン及び携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・スマートフォン及び携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間9：00～21：00、通話料無料）

### 【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）のご利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

